証券コード　３６７８
平成28年10月13日

株　主　各　位

東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
株式会社メディアドゥ
代表取締役社長　藤　田　恭　嗣

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年10月27日（木曜日）午後７時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

12頁から13頁まで記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年10月28日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
パレスサイドビル５階　株式会社メディアドゥ本社会議室
（平成28年７月に本店所在地を東京都渋谷区から東京都千代田区に移転いたしましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。なお、当社へは東コア・エレベーターにてお越しください。）

３．目 的 事 項

決 議 事 項

議案　当社取締役、従業員及び外部協力者に対し、新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）を発行する件

４．招集にあたっての決定事項

(1)　書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(2)　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.mediado.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案　当社取締役、従業員及び外部協力者に対し、新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）を発行する件

当社は、平成28年９月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、従業員及び外部協力者に対して本臨時株主総会においてご承認を得ることを条件とし、以下の要領により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。本新株予約権は、公正価格で発行するものであり特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされておりませんが、本新株予約権の行使条件として相当程度高い水準の業績条件を課してはいるものの、以下の要項のとおりの発行価額及び行使価額並びに本新株予約権の目的となる株式総数の規模を総合的に勘案し、株主の皆様のご意思を尊重するという観点から、本臨時株主総会にてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬として付与されるものではなく、付与対象者各人の個別の投資判断に基づき、有償の公正価格にて引受けが行われるものであります。

Ⅰ．新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、平成 25 年 11 月に東証マザーズに上場後、電子書籍事業の順調な拡大とともに、電子図書館プラットフォーム世界最大手米国 OverDrive 社との戦略的業務提携や、海外流通展開の布石となる LINE株式会社、株式会社講談社、株式会社小学館との合弁会社「LINE Book Distribution」の設立など、将来に向けた積極的な事業展開を推進してきました。また、平成 28 年２月には東証一部への市場変更を実現したことで、更なる信用力・知名度の向上を確保できたものと考えております。

当社の主力事業である電子書籍業界は、国内電子書籍市場が平成27年度には約1,826億円（含む電子雑誌、出所：インプレス総合研究所）となり、平成32年度においては3,480億円に拡大するものと予測（出所：インプレス総合研究所）されており、市場は順調に拡大を続けております。そのような状況の中、当社は今後も著作物の健全なデジタル流通とそのサイクルを実現するため、時代や人のニーズにマッチした新しいイノベーションの創出を図り、周囲を牽引しながら、また時には巻き込みながら、電子書籍のリーディング・ディストリビューターで在り続けたいと考えています。

当社は、東証マザーズ上場以来、増収増益を達成しておりますが、大切な著作物を扱う企業として更なる信用力・知名度の向上が必要であると考えております。

順調に拡大を続ける電子書籍業界ですが、その他にも、平成32年に開催される東京オリンピックに向けたデジタルコンテンツの整備や文部科学省が全国の小中高等学校に平成32年からデジタル教科書を導入できるように検討会議を重ねている状況について、当社としても様々なビジネスチャンスの可能性を感じております。

また、これまでも当社は、今後の成長戦略の一つとして「海外流通展開」を掲げ、サーバ増強や人材確保に取り組んできました。インターネット技術の進化等によりますます電子書籍のグローバル化が進んでおり、国内だけではなく世界的流通にも対応することができるシステム構築と人材確保等の体制を整え、より簡単に日本のコンテンツを世界に輸出したり、世界中のコンテンツを輸入したりすることができる環境を整備することが当社に与えられた使命であると捉えております。一方、電子書籍業界は国内だけに留まらず海外においても資本提携や業務提携は加速度を増しており、業界急変の兆しをみせております。

このような状況の中、平成32年までの約３年間で当社の企業価値を高いステージに押し上げる必要があると同時に現在の当社の事業ポジションを鑑みると世界展開していく絶好のチャンスでもあると認識しており、それには高い業績達成が求められており、その達成のためには強いインセンティブが必須であると考えております。信用力・知名度向上の実現に必要な中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、高い目標を掲げ、より一層の事業意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることが必要であり、それを目的として、当社取締役、従業員及び外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は業績条件付きとなっております。「Ⅱ．新株予約権の発行要項　４．新株予約権の内容　(6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、新株予約権者は、平成29年２月期、平成30年２月期及び平成31年２月期の各事業年度における、営業利益に減価償却費を加算した額（以下「EBITDA」といいます。）の合計額が2,900百万円以上の場合のみ行使が可能となっております。当社は利益確保、利益率の向上を経営目標にしており、当社利益がより明確に判断できるように本業の利益である営業利益に設備投資等によって増減する減価償却費を除いた「EBITDA」を特に重要な経営指標とし、平成28年２月期より決算説明会等でも開示しております。

また、達成目標値である2,900百万円については、過去の当社実績値である平成26年２月期515百万円、平成27年２月期616百万円、平成28年２月期724百万円の３期合計額1,856百万円に比しても相当程度高い水準であり、当社取締役、従業員及び外部協力者のより強い業績拡大へのコミットメントにつながるものと考えております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の9,964,800株に対し最大で15.1％の希薄化が生じます。

当社株式は株価変動率が高く（平成27年９月から平成28年８月までの直近１年間の株価変動率61.5％）、大きく変動する傾向にあると考えており、過去の株価推移も踏まえると短期的には業績によらず株価が下落する可能性があること、また、希薄化による株価下落や行使価額を1円に設定したことにより、業績目標達成後は株価下落時であっても、さらに株価が下落することも想定されます。しかしながら、本新株予約権は上述のとおり短期的な株価下落要因となり得るものの、後述のとおり、相当程度高い水準の利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、長期的には、当社の収益力向上や株価・時価総額の上昇等により、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。

従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

Ⅱ．新株予約権の発行要項

１．新株予約権の名称

株式会社メディアドゥ　第16回新株予約権

２．新株予約権の数

15,000個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株とし、下記４．(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個当たりの発行価額は750円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布三丁目３番６号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権の権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値1,634円/株、株価変動率66.88％（年率）（株価情報収集期間は、株式上場後の平成25年11月21日から平成28年９月15日までの2.79年間）、配当利率0.54％（年率）、安全資産利子率△0.25％（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1円/株、満期までの期間2.79年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

4．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、１円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年３月1日から平成31年６月30日（但し、平成31年６月

30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成29年２月期、平成30年２月期及び平成31年２月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、営業利益に減価償却費を加算した額の合計額が2,900百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、従業員又は外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤　各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

５．新株予約権の割当日

平成28年11月16日

６．新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記４.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

７．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記４.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記４.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記４.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記４.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記４.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記６. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

９．申込期日

平成28年11月15日

10. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年11月16日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	５名	14,435個
当社従業員	５名	365個
外部協力者	１名	200個

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（但し、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

（２）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成28年10月27日（木曜日）の午後７時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承

ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
パレスサイドビル　５階

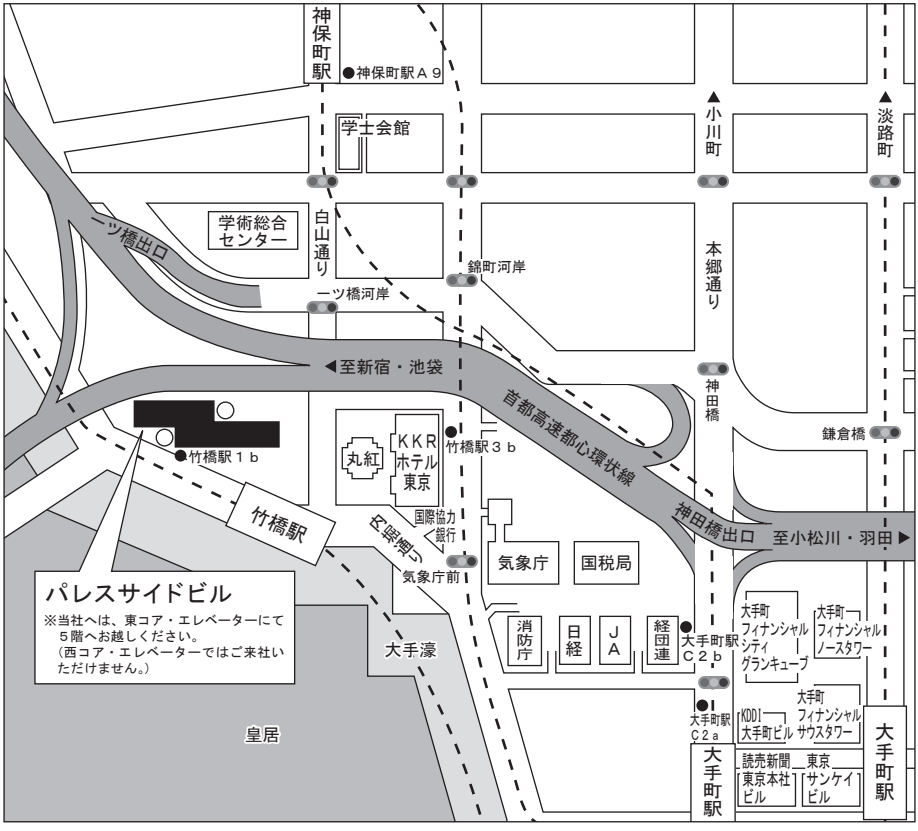

交通機関
◎地下鉄　竹橋駅直結竹橋方面１ｂ出口直結
　　神保町駅Ａ９出口より徒歩５分
※当社へは、東コア・エレベーターにて５階へお越しください。
　西コア・エレベーターではご来社いただけません。